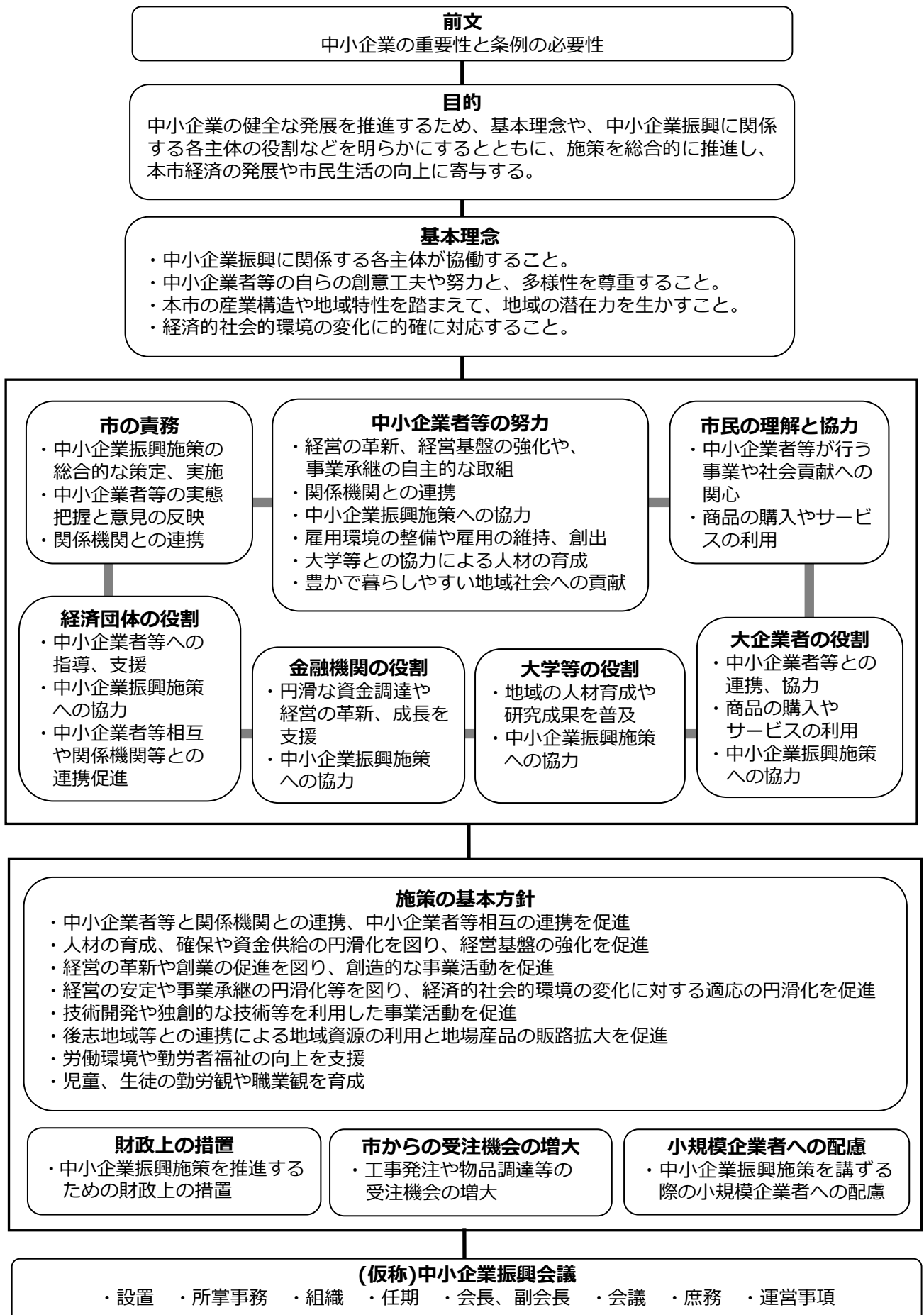


(仮称)小樽市中小企業振興基本条例 (原案の概要)



● 条例制定の考え方

中小企業は、国内企業数の99.7パーセントを占めており、日本経済を牽引する重要な役割を担っています。国では、「中小企業基本法」の制定や「中小企業憲章」の閣議決定など、中小企業の成長発展を重要な政策として位置づけてきました。

本市においても、市内事業所のほとんどを中小企業が占める状況にある中、地域経済の活性化や雇用の確保など、中小企業は地域社会において大きな役割を担っています。少子高齢化や人口減少など多くの地域課題を抱える中、本市が持続的に発展していくためには、中小企業の振興を総合的に推進していくことが必要です。

「(仮称)小樽市中小企業振興基本条例」は、中小企業の振興に向けて、全市を挙げて取り組んでいくための基本理念や、市や中小企業者など中小企業の振興に関する各主体の役割、施策の基本となる事項などを定めるものであり、本市経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的に制定するものです。

1 前文

小樽は、天然の良港である小樽港を中心に運河や鉄道などが整備されるとともに、まちには商業、工業、物流、金融などの産業が集積し、北海道の発展における先駆的な役割を果たしてきました。

商工港湾都市として発展した本市には多くの職人が集まり、創意工夫を重ねたその技術は現在も受け継がれ、工業製品や水産加工品など地場産業の基盤を支えています。また、産業の発展に伴い建築され、今も残る多くの歴史的建造物は情緒あるまちなみを形成し、国内外の多くの方をひきつける魅力的な観光都市として知られるまちとなっています。

小樽は、事業所のほとんどを中小企業が占めるまちであり、中小企業が成長発展することは、働く人の収入増加や消費の活性化、雇用の確保、拡大へとつながることから、中小企業は地域経済の極めて重要な担い手となっています。そして、中小企業の成長発展は、地域経済の活性化を通じたまちづくりにつながり、市民生活の向上に寄与する好循環が生まれます。

しかしながら、情報化の進展、経済活動のグローバル化、産業構造の変化、価値観の変化や本市での人口と中小企業の著しい減少など、中小企業を取り巻く環境が大きく変化しており、その経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況の中で、中小企業の活力ある成長発展のためには、その多様性や地域の強みを生かしつつ、自らの創意工夫と努力の下、新たな価値を生み出すとともに、中小企業自らが地域経済の重要な担い手であることを自覚し、変化する経営環境に果敢に挑戦していくことが求められています。また、未来を担う中小企業の振興が、小樽の発展に欠かせないという認識を皆が共有し、全市を挙げて中小企業を応援していくことが必要です。

そこで、行政や中小企業、市民などの役割や関係を明らかにし、多様な中小企業の集積や観光などの本市の産業構造と地域特性を生かしながら、活力ある中小企業の振興を図ることにより、小樽を豊かで暮らしやすいまちとするため、ここに、この条例を制定します。

2 目的

- ・この条例は、中小企業が本市経済の活性化や雇用確保の担い手として地域に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の健全な発展を推進するため、中小企業の振興に関する基本理念を定め、市、中小企業者、市民などの役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」といいます。）の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とします。

3 定義

- ・この条例において用いる、次の①から⑥に掲げる用語の意義を説明します。
- ①中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」といいます。）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所や事業所を有するものをいいます。
- ②中小企業団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合や商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体であつて、市内で活動するものをいいます。
- ③中小企業者等 中小企業者と中小企業団体をいいます。
- ④大企業者 中小企業者以外の会社や個人であつて、事業を営むものをいいます。
- ⑤経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2条第1項に規定する商工会議所その他地域経済の振興に関する活動を行う団体をいいます。
- ⑥大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設や研究機関をいいます。

4 基本理念

- ・中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならないものとしします。
- ①市、中小企業者等、大企業者、経済団体、金融機関、大学等や市民が協働すること。
- ②中小企業者等の自らの創意工夫や努力と中小企業者等が持つ多様性を尊重すること。
- ③本市の産業構造や地域特性を踏まえて、地域の潜在力を生かすこと。
- ④経済的社会的環境の変化に的確に対応すること。

5 関係者の役割

(1)市の責務

- ・市は、基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、実施するよう努めなければなりません。この場合において、市は、中小企業者等の実態を的確に把握するとともに、中小企業者等の意見を適切に反映するよう努めなければなりません。
- ・市は、中小企業振興施策の実施に当たっては、中小企業者等、国、北海道、その他の関係機関と連携を図るよう努めなければなりません。

(2)中小企業者等の努力

- ・中小企業者等は、経済的社会的環境の変化への適応のため、経営の革新（基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいいます。以下同じ。）や、経営基盤の強化、事業承継に自主的に取り組むよう努めるものとしします。
- ・中小企業者等は、地域の関係者や関係機関との連携に努めるとともに、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとしします。
- ・中小企業者等は、雇用環境の整備や雇用の維持・創出に努めるとともに、大学等との協力により、事業活動に必要な人材の育成に努めるものとしします。
- ・中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとしします。

(3)大企業者の役割

- ・大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携・協力や中小企業者等の商品の購入やサービスの利用を促進し、地域経済の安定に配慮するよう努めるものとしします。
- ・大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展や市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市や関係機関が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとしします。

(4)経済団体の役割

- ・経済団体は、中小企業者等の経営の改善や成長発展に向け、指導や支援するよう努めるものとします。
- ・経済団体は、市や関係機関が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとします。
- ・経済団体は、中小企業者の組織化、中小企業者等の相互の連携、関係機関等との連携を促進するよう努めるものとします。

(5)金融機関の役割

- ・金融機関は、中小企業者等の円滑な資金調達や、経営の革新と成長を積極的に支援することにより、中小企業の振興に寄与するよう努めるものとします。
- ・金融機関は、中小企業の振興が地域経済の発展と市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市や関係機関が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとします。

(6)大学等の役割

- ・大学等は、地域の人材の育成や研究成果の普及が中小企業の振興に資するものであることを理解し、市や関係機関が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとします。

(7)市民の理解と協力

- ・市民は、中小企業の振興が地域経済の振興と市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者等が行う事業や社会貢献に関心を持つとともに、その商品の購入やサービスの利用などにより、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとします。

6 施策の基本方針

- ・市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を講ずるものとします。
 - ①中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者等相互の連携の促進を図ること。
 - ②中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成や確保と資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者等の経営基盤の強化を促進すること。
 - ③中小企業者等の経営の革新や創業の促進を図ることにより、創造的な事業活動を促進すること。
 - ④中小企業者等の経営の安定、事業承継の円滑化等を図ることにより、中小企業者等の経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化を促進すること。
 - ⑤中小企業者等の技術開発、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。
 - ⑥後志地域等との連携により地域の特色ある資源の利用促進を図るとともに、地場製品の販路拡大を促進すること。
 - ⑦中小企業者等における労働環境や勤労者福祉の向上を支援すること。
 - ⑧中小企業者等と連携を図りながら、児童、生徒の勤労観や職業観の育成に努めること。

7 財政上の措置

- ・市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

8 市からの受注機会の増大

- ・市は、工事の発注、物品や役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとします。

9 小規模企業者への配慮

- ・市は、中小企業振興施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者（基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所や事業所を有するものをいいます。）の事情に配慮するよう努めるものとします。

10 (仮称)中小企業振興会議の設置

(1)振興会議の設置

- ・中小企業の振興に資するため、市長の附属機関として、小樽市中小企業振興会議（以下「振興会議」といいます。）を設置します。

(2)所掌事務

- ・振興会議は、次に掲げる事務を行います。
 - ①市長の諮問に応じ、中小企業振興施策について調査審議し、意見を述べること。
 - ②自ら中小企業の振興に関する事項について調査審議し、市長に対して意見を述べること。

(3)組織

- ・振興会議は、20人以内の委員をもって組織します。
- ・委員は、学識経験者、中小企業の振興に関係のある者、公募による者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱します。

(4)任期

- ・委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- ・委員は、再任されることができます。

(5)会長及び副会長

- ・振興会議に会長と副会長を置き、それぞれ委員の互選により定めます。
- ・会長は振興会議を代表し、会務を総理します。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(6)会議

- ・振興会議の会議（以下単に「会議」といいます。）は、会長が招集します。ただし、委員の任期満了後における最初の会議は、市長が招集します。
- ・会長は、会議の議長となります。
- ・会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができません。
- ・会議の議事は、出席した委員（会長である委員を除きます。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- ・会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見や説明を聴くことができます。

(7)庶務

- ・振興会議の庶務は、産業港湾部において行います。

(8)運営事項

- ・この条例に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定めます。

これまでの経過

●『新しい「小樽市中小企業振興基本条例」制定への要望書』の提出（平成 28 年 3 月 31 日）

- （一社）北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部、小樽商工会議所 連名

●（仮称）小樽市中小企業振興基本条例「制定準備会」の設置（平成 28 年 12 月 22 日）

- 設置目的：条例制定に向け、①会議の設置、②会議委員の選定、③制定の目的、④条例制定後のあり方、⑤条例の構成、⑥スケジュール などを検討
- 会の構成：（一社）北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部、小樽商工会議所、小樽市
- 設置期間：平成 28 年 12 月～平成 29 年 5 月（全 5 回開催）
- 平成 29 年 5 月 23 日検討結果を市長へ報告

●（仮称）小樽市中小企業振興基本条例「検討委員会」の設置（平成 29 年 8 月 23 日）

- 設置目的：「制定準備会」における検討内容を踏まえ、各界有識者等からの意見を聴くとともにその内容を協議し、専門的知識や意見を条例の制定に反映させることを目的とする
- 委員構成：学識経験者(2 名)、経済団体関係者(4 名)、中小企業関係者(6 名)、金融機関関係者(3 名)、労働団体関係者(1 名)、公募市民(2 名) の 18 名で構成
- 開催経過等及び今後の予定

時 期	検討委員会	主 な 内 容
平成29年 8月23日	第 1 回	○委嘱状交付、市長挨拶、講演（北海学園大学 大貝准教授） ○これまでの経過や検討委員会スケジュールについて など
9月28日	第 2 回	○検討委員会の進め方について ○各条文(たたき台)について
10月30日	第 3 回	○前回意見について ○各条文(たたき台)について
11月29日	第 4 回	○前回意見について ○条文(たたき台)への意見反映について…前回までの意見について ○前文(たたき台)について ○各条文(たたき台)について ○小規模企業者について
平成30年 1月23日	第 5 回	○委員意見を反映した前文と条文について
3月12日		○H30年第 1 回定例会 条例素案を報告
3月14日	第 6 回	○条例素案について
3月28日 ～4月26日		条例原案パブリックコメント
5月	第 7 回	条例案について
6月		H30年第 2 回定例会 条例案の提案、審議、議決
7月		条例施行

※網掛け部分は今後の予定です。